

平成29年12月20日

第429回白石市議会定例会議案

(その2)

目 次

第108号議案	白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	1
第109号議案	白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・・・	3
第110号議案	旧白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	・・・	5
第111号議案	白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・・・	7
第112号議案	白石市少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	14
第113号議案	白石市学校統廃合に伴う任期付教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	16

第 1 0 8 号議案

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和43年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

第 1 0 9 号議案

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白石市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の白石市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第 1 1 0 号議案

旧白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

旧白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例

第1条 白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する
条例を廃止する条例（平成27年白石市条例第4号）附則第2項によりな
おその効力を有するとされる同条例による廃止前の白石市教育委員会教育
長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和44年白石市条例
第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の170」を「100分の175」
に改める。

第2条 白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する
条例を廃止する条例附則第2項によりなおその効力を有するとされる同条
例による廃止前の白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条
件に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の155」を「100分の157.
5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第 1 1 1 号議案

白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の85」の次に「、12月に支給する場合においては100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の40」の次に「、12月に支給する場合においては100分の45」を加える。

附則第9項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の1.275」の次に「、12月に支給する場合においては100分の1.425」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の85」の次に「、12月に支給する場合においては100分の95」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800

再任
用職
員以
外の
職員

46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100	
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400	
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600	
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800	
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100	
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400	
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600	
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900		
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200		
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400		
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600		
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900		
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200		
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400		
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600		
94		294,400	342,200				
95		294,800	342,700				
96		295,200	343,100				

	97		295,400	343,200				
	98		295,700	343,700				
	99		296,100	344,100				
	100		296,500	344,400				
	101		296,700	344,700				
	102		297,000	345,100				
	103		297,400	345,500				
	104		297,700	345,900				
	105		297,900	346,400				
	106		298,200	346,800				
	107		298,600	347,200				
	108		298,900	347,600				
	109		299,100	348,100				
	110		299,500	348,500				
	111		299,900	348,800				
	112		300,200	349,100				
	113		300,300	349,600				
	114		300,600					
	115		300,900					
	116		301,300					
	117		301,500					
	118		301,700					
	119		302,000					
	120		302,300					
	121		302,700					
	122		302,900					
	123		303,200					
	124		303,500					
	125		303,800					
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

第2条 白石市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「及び附則第6項第3号」を削り、「及び第20条の3」を「及び第20条の3第1項」に改め、同条第4項中「。附則第6項第3号において同じ。」を削る。

第21条第1項中「及び附則第6項第4号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第6項第4号」を削り、「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則第6項から第9項までを削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項から第8項までの規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白石市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の白石市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年白石市条例第7号）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(白石市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 5 白石市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和35年白石市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項名を削る。

(白石市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 6 白石市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年白石市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項から第 5 項までを削る。

(白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 7 白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年白石市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 3 項を次のように改める。

1 3 削除

(白石市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

- 8 白石市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 1 5 年白石市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項名を削る。

第 1 1 2 号議案

白石市少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

白石市少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例（平成27年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

教職経験年数	学歴の区分及び給料の額		
	大学院卒	大学卒	短大卒
1年未満	221,300円	208,000円	186,400円
1年以上2年未満	228,100円	214,600円	196,200円
2年以上3年未満	234,900円	221,300円	204,800円
3年以上4年未満	241,700円	228,100円	211,400円
4年以上5年未満	247,400円	234,900円	218,100円
5年以上6年未満	252,800円	241,700円	224,900円
6年以上7年未満	257,900円	247,400円	231,600円
7年以上8年未満	262,800円	252,800円	238,400円
8年以上9年未満	267,300円	257,900円	244,600円
9年以上10年未満	273,300円	262,800円	250,300円
10年以上11年未満	278,800円	267,300円	255,400円
11年以上12年未満	283,900円	273,300円	260,200円
12年以上13年未満	288,700円	278,800円	265,300円
13年以上	293,100円	283,900円	270,100円

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の白石市少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の白石市少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第 1 1 3 号議案

白石市学校統廃合に伴う任期付教職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市学校統廃合に伴う任期付教職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例

白石市学校統廃合に伴う任期付教職員の採用等に関する条例（平成28年
白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

教職経験年数	学歴の区分及び給料の額		
	大学院卒	大学卒	短大卒
1年未満	221,300円	208,000円	186,400円
1年以上2年未満	228,100円	214,600円	196,200円
2年以上3年未満	234,900円	221,300円	204,800円
3年以上4年未満	241,700円	228,100円	211,400円
4年以上5年未満	247,400円	234,900円	218,100円
5年以上6年未満	252,800円	241,700円	224,900円
6年以上7年未満	257,900円	247,400円	231,600円
7年以上8年未満	262,800円	252,800円	238,400円
8年以上9年未満	267,300円	257,900円	244,600円
9年以上10年未満	273,300円	262,800円	250,300円
10年以上11年未満	278,800円	267,300円	255,400円
11年以上12年未満	283,900円	273,300円	260,200円
12年以上13年未満	288,700円	278,800円	265,300円
13年以上	293,100円	283,900円	270,100円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の白石市学校統廃合に伴う任期付教職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の白石市学校統廃合に伴う任期付教職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。